

「個別法において公共施設等の設置、管理、  
運営の規定がある法律」についての事例

民間資金等活用事業推進委員会第5回総合部会

平成16年3月23日

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名 | 施設名     | 法令名      | 管理者・事業者の名称 | 施設の種別                                | 管理者                 | 根拠法              | 類型 | PFI事業範囲  | 指定管理者制度  | 今後の検討予定等 |
|-------|---------|----------|------------|--------------------------------------|---------------------|------------------|----|--|--|----------|
| 財務省   | 国家公務員宿舎 | 国家公務員宿舎法 |            | 宿舎                                   | 財務大臣及び各省各庁の長        | 国家公務員宿舎法第4条及び第5条 |    | 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為<br>被貸与者が法律に定める義務を守っているかどうかを監督することは民間事業者が行い得る。<br>私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収<br>宿舎の使用料が該当するが、報酬から控除することとしているため不可<br>当該施設運営に係るソフト面の企画<br>要求水準を満たす宿舎の維持管理に関する提案<br>いわゆる事実上の業務<br>施設等の設計・建設・管理・清掃、エレベーターのメンテナンス並びに入退去等の諸届出の処理・帳簿整理等はPFI事業の範囲に含まれる。 |  |          |
| 文部科学省 | 公立学校    | 学校教育法    |            | 公立学校                                 | 地方公共団体              |                  |    | 学校教育に係る業務以外で、例えば次のようなもの<br>施設の維持補修等メンテナンス<br>施設の清掃<br>警備<br>情報システム管理<br>プールの運營業務(学校教育に支障の無いもの)   |  |          |
| 農林水産省 | 土地改良施設  | 土地改良法    |            | 農業用排水施設等                             | 農林水産大臣、地方公共団体等      | 土地改良法            |    | 地方公共団体等が土地改理事業の実施主体である場合において、施設の設計、施工等の事実行為については契約に基づき民間事業者が行うことが一般に可能であり、その範囲は個々のケースに応じて検討。   | 地方自治法に基づいて指定管理者(民間事業者)に行わせることができる事実行為としての管理の範囲は、都道府県の自己の判断に委ねられているものと考えている。なお、費用の強制徴収等行政処分に応ずる行為は事実行為には該当しない。  |          |
| 農林水産省 | 漁港      | 漁港漁場整備法  | 漁港管理者      | 天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体としての漁港 | 地方公共団体              | 漁港漁場整備法第25条      |    | PFI事業範囲は、漁港管理者が漁港漁場整備法上、地方公共団体のみと規定されていることから、いわゆる事実上の業務に制限される。<br>なお、個々の漁港施設の管理については、漁港漁場整備法上の特段の制限はないことから、上記に制限されるものではない。   | 指定管理者については、条例で委任された公物管理権に基づく行為であって、権力的な性格のない行為及び事実上の業務に制限される。  |          |
| 農林水産省 | 卸売市場    | 卸売市場法    | 開設者        | 中央卸売市場                               | 都道府県又は人口20万人以上を有する市 | 卸売市場法            |    | 卸売市場法については、一部改正案を第159回通常国会に提出中である。   | 卸売市場において、清掃、警備、保守点検等を含め、業務の民間委託を推進することは、効率的な流通を図っていく上で効果的であり、卸売市場行政においても重要な課題であると考えている。<br>こうした観点から、昨年改正された地方自治法の指定管理者制度を活用した業務の民間委託に関するガイドラインを近く関係者に提示して、卸売市場における民間委託を積極的に推進することとしている。<br>ただし、中央卸売市場の開設者が行わなければならないとされている法律上の事務のうち、仲卸業務の許可、卸売業者・仲卸業者に対する検査・監督処分、業務改善命令等、公権力の行使に当たる事務については委託を行うことは困難であると考えられる。 |          |

類型 欄の 、 、 の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国 地方公共団体に限定しているもの(特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む)

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名 | 施設名     | 法令名      | 管理者・事業者の名称 | 施設の種別  | 管理者                               | 根拠法  | 類型 | PFI事業範囲   | 指定管理者制度                       | 今後の検討予定等  |
|-------|---------|----------|------------|--|-----------------------------------|--|----|---|-------------------------------|---|
| 経済産業省 | 工業用水道施設 | 工業用水道事業法 | 工業用水道事業者   | 工業用水道事業  | 地方公共団体<br>地方公共団体以外の者              | 第3条第1項<br>第3条第2項                                       |    | 法律上、地方公共団体以外の者においても工業用水道事業の実施が可能とされており、民間事業者による実施の権限が留保されている。<br>地方公共団体が工業用水道事業の実施主体である場合において、民間事業者の業務実施範囲についての実績（計画決定段階のものも含む）は以下のとおり。<br>浄水場の運転管理・維持管理について、地方公共団体が要求水準を規定した上での複数年の包括的委託<br>浄水場排水処理施設の施設設計、建設及び運転管理・維持管理において、地方公共団体が要求水準を規定した上での一括契約<br>浄水場排水処理施設の施設設計、建設及び運転管理・維持管理におけるPFI事業<br>その他いわゆる事実上の業務委託<br>・ 浄水場の運転管理、水質測定等<br>・ 設備機器の保守点検、施設の簡易な維持補修<br>・ 各ユーザー使用量の検針事務<br>・ 脱水処理における排泥・排水処理<br>・ 警備、庁舎等管理 | 指定管理者の業務範囲については今後の検討課題と考えている。 | 工業用水道事業者が地方公共団体である場合において、民間事業者が実施できる業務範囲については、これまでの実績及び具体的な要請等を踏まえた今後の検討課題と考えている。 |
|       |         |          |            | 自家用工業用水道   | 工場、事業場等における自家用工業用水道を設置して用水供給をする者等 | 第21条第1項<br>及び施行令第2条                                    |    |   |                               |   |
| 経済産業省 | 熱供給施設   | 熱供給事業法   | 熱供給事業者     | 熱供給事業の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するもの。 | 熱供給事業者                            | 法第3条（事業許可）<br>法第2条第2項（熱供給事業の定義）<br>法第2条第4項（熱供給事業施設の定義） |    | 熱供給事業法施行後（昭和47年）地方公共団体が自ら熱供給事業を行った事例はないが、民間事業者が行っている熱供給事業の業務は以下のとおり。<br>熱を供給するために必要な施設の設置及び維持補修等<br>熱を供給する業務<br>熱の供給による料金徴収等<br>その他、熱を供給するために関連した業務   |                               |   |

類型欄の 、 、 の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国 地方公共団体に限定しているもの（特別法により 特殊法人等を管理者にしている例外を含む）

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名 | 施設名  | 法令名                 | 管理者・事業者の名称 | 施設の種別 | 管理者  | 根拠法        | 類型 | PFI事業範囲  | 指定管理者制度  | 今後の検討予定等 |
|-------|------|---------------------|------------|-------|--|------------|----|--|--|----------|
| 国土交通省 | 公営住宅 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号） | 事業者        | 公営住宅  | 事業者（公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。）                      | 公営住宅法      |    | <p>公営住宅の管理については、入居者の決定及び公営住宅の明渡し等公営住宅法上事業者が行うこととされている業務は、事業者のみが行うことができるものであるため、他の者に管理を行わせることはできないが、次のような業務については、選定事業者及び指定管理者に行わせることができる。</p> <p>管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為</p> <p>公営住宅法上事業者が行うこととされている業務の補助的な業務（管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、あらかじめ、地方公共団体が設定した基準に従って行われる定型的な業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集案内の作成</li> <li>・申込書の配布</li> <li>・入居者決定の通知の発出</li> <li>・入居者の家賃の通知</li> <li>・入居手続き事務 等</li> </ul> <p>私人の公金取扱いの規定に基づく公営住宅の家賃及び敷金の徴収</p> <p>事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等の維持管理等のメンテナンス</li> <li>・公営住宅等の清掃</li> <li>・公営住宅等の維持補修、修繕</li> <li>・植栽の管理 等</li> </ul> | <p>公営住宅の管理については、入居者の決定及び公営住宅の明渡し等公営住宅法上事業者が行うこととされている業務は、事業者のみが行うことができるものであるため、他の者に管理を行わせることはできないが、次のような業務については、選定事業者及び指定管理者に行わせることができる。</p> <p>管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為</p> <p>公営住宅法上事業者が行うこととされている業務の補助的な業務（管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、あらかじめ、地方公共団体が設定した基準に従って行われる定型的な業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集案内の作成</li> <li>・申込書の配布</li> <li>・入居者決定の通知の発出</li> <li>・入居者の家賃の通知</li> <li>・入居手続き事務 等</li> </ul> <p>私人の公金取扱いの規定に基づく公営住宅の家賃及び敷金の徴収</p> <p>事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等の維持管理等のメンテナンス</li> <li>・公営住宅等の清掃</li> <li>・公営住宅等の維持補修、修繕</li> <li>・植栽の管理 等</li> </ul> |          |
| 国土交通省 | 下水道  | 下水道法                | 下水道管理者     | 公共下水道 | 公共下水道管理者                                       | 下水道法第3条    |    | <p>下水道事業におけるいわゆる事実上の業務</p> <p>下記のいわゆる事実上の業務（事実行為）については、PFI選定事業者及び指定管理者が行うことは可能。</p> <p>（処理場・ポンプ場施設の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転管理</li> <li>・水質・汚泥の検査分析</li> <li>・沈砂・汚泥の運搬</li> <li>・設備機器（電気、ボイラ等）の保守・点検</li> <li>・薬剤等の管理・調達</li> <li>・施設の清掃・植栽管理</li> </ul> <p>（管路施設の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃</li> <li>・施設の調査・補修</li> </ul> <p>（使用料の徴収）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料の徴収（集金行為）</li> </ul>   | <p>下水道事業におけるいわゆる事実上の業務</p> <p>下記のいわゆる事実上の業務（事実行為）については、PFI選定事業者及び指定管理者が行うことは可能。</p> <p>（処理場・ポンプ場施設の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転管理</li> <li>・水質・汚泥の検査分析</li> <li>・沈砂・汚泥の運搬</li> <li>・設備機器（電気、ボイラ等）の保守・点検</li> <li>・薬剤等の管理・調達</li> <li>・施設の清掃・植栽管理</li> </ul> <p>（管路施設の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃</li> <li>・施設の調査・補修</li> </ul> <p>（使用料の徴収）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料の徴収（集金行為）</li> </ul>   |          |
|       |      |                     |            | 流域下水道 | 流域下水道管理者                                       | 下水道法第25条の2 |    |  |  |          |
|       |      |                     |            | 都市下水路 | 都市下水路管理者                                       | 下水道法第26条   |    |  |  |          |
| 国土交通省 | 河川   | 河川法                 | 河川管理者      | 一級河川  | 国土交通大臣（指定区間については都道府県知事又は指定都市の長が事務の一部を行うことができる） | 第9条        |    | <p>河川の管理のうち以下の事実行為については選定事業者（民間）は実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応（危機管理を含む）、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、建設・維持修繕工事の実施等（行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外が対象範囲となる点では指定管理者制度も同様）</li> </ul>  | <p>河川の管理のうち以下の事実行為については選定事業者（民間）は実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応（危機管理を含む）、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、建設・維持修繕工事の実施等（行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外が対象範囲となる点では指定管理者制度も同様）</li> </ul>  |          |
|       |      |                     |            | 二級河川  | 都道府県知事（又は指定都市の長）                               | 第10条       |    |  |  |          |
|       |      |                     |            | 準用河川  | 市町村長   | 第100条      |    |  |  |          |

類型欄の 、 、 の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国、地方公共団体に限定しているもの（特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む）

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名 | 施設名  | 法令名   | 管理者・事業者の名称   | 施設の種別 | 管理者              | 根拠法           | 類型 | PFI事業範囲   | 指定管理者制度  | 今後の検討予定等                      |
|-------|------|-------|--------------|-------|------------------|---------------|----|---|--|-------------------------------|
| 国土交通省 | 航路標識 | 航路標識法 | 海上保安庁        | 航路標識  | 海上保安庁            | 航路標識法第2条      |    | 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為（仮に一定の範囲で公共が設定した基準に従う場合には、その旨も記述）<br>該当なし。<br>私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収<br>該当なし。<br>当該施設運営に係るソフト面の企画<br>該当なし。<br>いわゆる事実上の業務<br>・敷地内の除草、施設の清掃<br>・灯台で使用する電球等の補修物品の購入、払い出し                        |  | 昨年の調査結果のとおり、大型の灯台の建設の予定はない。   |
| 国土交通省 | 砂防設備 | 砂防法   | 都道府県知事       | 砂防設備  | 都道府県知事           | 砂防法第5条        |    | 砂防設備の管理における事実行為のうち、災害対応（危機管理を含む）、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者（民間）が行うことは可能  |  |                               |
| 国土交通省 | 鉄道   | 鉄道事業法 | 鉄道事業を営もうとする者 |       |                  |               |    | 鉄道事業法では従来から民間が事業者になることは制約がなく、PFI事業においてもその事業範囲に相違は無い。  |  |                               |
| 国土交通省 | 都市公園 | 都市公園法 | 公園管理者        | 都市公園  | 地方公共団体<br>国土交通大臣 | 都市公園法第2条の3    |    | 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為<br>該当なし<br>私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収<br>該当なし<br>当該施設運営に係るソフト面の企画<br>(例)<br>・事実行為としてのイベント開催<br>・事実行為としての教室、講座等の開催 等<br>いわゆる事実上の業務<br>(例)<br>・施設の点検、維持補修、巡回、清掃<br>・植栽の管理<br>・自らの収入とししない利用料金の收受 等 | 管理責任や処分権限で民間事業者が行い得る行為<br>都市公園法上、特別の定めがなく条例に委ねられている範囲内において、地方公共団体の判断により、指定管理者に委ねることが可能である<br>私人の公金取扱いの規定に基づく使用料等の収入の徴収<br>当該施設運営に係るソフト面の企画<br>(例)<br>・事実行為としてのイベント開催<br>・事実行為としての教室、講座等の開催 等<br>いわゆる事実上の業務<br>(例)<br>・施設の点検、維持補修、巡回、清掃<br>・植栽の管理<br>・自らの収入とししない利用料金の收受 等 |                               |
| 国土交通省 | 自動車道 | 道路運送法 | 自動車道事業者      | 自動車道  | 自動車道事業者          | 道路運送法第47条（免許） |    | 現状においても、道路運送法により、事業者はその自動車道事業の管理の受委託を行うことができ、その範囲及び方法（使用料等の収入の徴収や業務範囲等）については、互いに取り決めたとえ、認可申請されることとなっている。ただし、管理を委託した事業者について、第三者に対する経営上の一切の責任は、委託者が負担する。  |  | すでに、道路運送法において管理の受委託について定めている。 |

類型 欄の 、 、 の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国、地方公共団体に限定しているもの（特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む）

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名 | 施設名        | 法令名                   | 管理者・事業者の名称  | 施設の種別         | 管理者                  | 根拠法                  | 類型 | PFI事業範囲  | 指定管理者制度  | 今後の検討予定等   |
|-------|------------|-----------------------|-------------|---------------|----------------------|----------------------|----|--|--|--|
| 国土交通省 | 道路         | 道路法                   | 道路管理者       | 高速自動車国道       | 国土交通大臣               | 高速自動車国道法第6条 1        |    | 計画の策定や工事の発注等の行政判断を伴う業務や、占用許可、通行規制等の行政権の行使を伴う業務以外の、例えば、建設工事や維持修繕の実施等の事実行為については、選定事業者（民間）が行うことは可能。   |  | 1 高速自動車国道法及び道路整備特別措置法については、道路関係四公団民営化関係法案の立法作業中につき、今回の調査の対象外としている。<br>2 指定管理者が管理できる範囲については、本年度末の通達発出に向け、現在整理を行っているところ。 |
|       |            |                       |             | 一般国道（指定区間内）   | 国土交通大臣               | 道路法第12条、第13条         |    |  |  |  |
|       |            |                       |             | 一般国道（指定区間外）   | 国土交通大臣（又は都道府県（指定都市）） | 道路法第12条、第13条         |    |  |  |  |
|       |            |                       |             | 都道府県道<br>市町村道 | 都道府県（指定都市）<br>市町村    | 道路法第15条<br>道路法第16条   |    |  |  |  |
| 国土交通省 | 飛行場        | 航空法・空港整備法             | 飛行場の設置者     | 第1種空港～第3種空港   | 国土交通大臣又は地方公共団体       | 空港整備法第3条～第9条、航空法第38条 |    | 管理に係る規定は航空法において定められる。<br>(航空法に係る記述を参照。)  |  |  |
| 国土交通省 | 飛行場        | 航空法                   | 飛行場の設置者     | 飛行場           | 航空法第38条の許可を受けた者      | 航空法第38条              |    | 航空法においては、飛行場の設置者に対し、上記権限の他に様々な施設の管理に関する義務を課している。同法は、このうち安全に関するもの及び他人の権利・利益を制限するもの（制限表面の管理、用地・施設使用の許可、構内営業の許可、警務・消防業務、料金設定、料金を自らの収入として徴収すること等）については、施設の設置・管理者が最終的な責任を持つことを前提としている。<br>このため、飛行場においては、施設の点検、清掃等の事実上の業務に加え、上記のような性格を持つ業務についても他の民間事業者が行う場合には、当該民間事業者が施設の設置・管理主体となるべきものと考えられる。<br>なお、上記のような性格をもつ業務であっても、処分の方法について予め設置・管理者が設定した基準、運用方法に従って、定型的に行わせるに過ぎない場合（事実行為としての警務・消防業務、料金徴収等）は、PFI手法を活用し、民間事業者に行わせることも可能と考える。 | 航空法においては、飛行場の設置者に対し、上記権限の他に様々な施設の管理に関する義務を課している。同法は、このうち安全に関するもの及び他人の権利・利益を制限するもの（制限表面の管理、用地・施設使用の許可、構内営業の許可、警務・消防業務、料金設定、料金を自らの収入として徴収すること等）については、施設の設置・管理者が最終的な責任を持つことを前提としている。<br>このため、飛行場においては、施設の点検、清掃等の事実上の業務に加え、上記のような性格を持つ業務についても他の民間事業者が行う場合には、当該民間事業者が施設の設置・管理主体となるべきものと考えられる。<br>なお、上記のような性格をもつ業務であっても、処分の方法について予め設置・管理者が設定した基準、運用方法に従って、定型的に行わせるに過ぎない場合（事実行為としての警務・消防業務、料金徴収等）は、PFI手法を活用し、民間事業者に行わせることも可能と考える。 |  |
| 国土交通省 | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 都道府県知事      | 急傾斜地崩壊防止施設    |                      |                      |    | 急傾斜地崩壊防止施設の管理における事実行為のうち、災害対応(危機管理を含む)、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者(民間)が行うことは可能。  |  |  |
| 国土交通省 | 駐車場        | 駐車場法                  | 路上駐車場管理者    | 路上駐車場         | 地方公共団体               | 駐車場法第6条              |    | 設置された路上駐車場の管理・運営   | 設置された路上駐車場の管理・運営   |  |
|       |            |                       | 路外駐車場管理者    | 路外駐車場         |                      | 駐車場法第12条             |    | 路外駐車場については、従来より民間が管理者になることに制約はなく、PFI事業によっても、変化は生じない。   |  |  |
| 国土交通省 | 港湾施設       | 港湾法                   | 港湾管理者・民間事業者 | 港湾施設          | 地方公共団体、港務局又は民間事業者    | 港湾法第2条第5項            |    | 港湾施設の設置・管理主体は公的主体に限られていない。実際にも、民間事業者が設置・管理を行う港湾施設は港湾内に多数存在しており、自らがその管理者として権限を行使しているところ。  |  |  |

類型欄の、、、の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国 地方公共団体に限定しているもの(特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む)

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

「個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律」についての事例

| 所管省庁名                | 施設名                | 法令名              | 管理者・事業者の名称 | 施設の種別                 | 管理者   | 根拠法                 | 類型 | PFI事業範囲   | 指定管理者制度   | 今後の検討予定等                               |
|----------------------|--------------------|------------------|------------|-----------------------|---|---------------------|----|---|---|--|
| 環境省                  | 公園事業に係る施設          | 自然公園法            |            | 国立公園における公園事業に係る施設     | 国   | 第9条第1項              |    | 公園事業に係る施設の執行に際し、事実行為として施設の整備、管理運営を行うこと（第9条第1項、同条第2項、第10条第1項及び同条第2項）<br>ア）業務内容<br>国立公園又は国定公園における公園事業については、国又は地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」）が執行する（この場合の執行には、施設の設置、管理経営する行為が含まれる。）ことができる。<br>イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否<br>選定事業者は、公園事業執行者にはならないが、公園事業の執行のうち、設置（整備）及び管理経営を事実行為として担うことが可能。 | ウ）指定管理者制度における権限代行<br>整備後の施設管理については、指定管理者が行うことは可能と考えられる。 | 指定管理者による施設の管理については、現行の制度の中で対応可能と考えられる。 |
|                      |                    |                  |            |                       | 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」）                   | 第9条第2項              |    |   |   |  |
|                      |                    |                  |            |                       | 都道府県  | 第10条第1項             |    |   |   |  |
|                      |                    |                  |            |                       | 都道府県以外の公共団体   | 第10条第2項             |    |   |   |  |
| 環境省                  | 一般廃棄物処理施設          | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 市町村・一部事務組合 | 一般廃棄物処理施設             | 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者                                 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 |    | 廃棄物処理法において特段の定めがないため、PFI事業者が一般的に業務を行い得る。  |   |  |
| 環境省                  | 廃棄物処理施設            | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |            | 産業廃棄物処理施設             | 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（PFI法第2条第3項に定める公共施設等の管理者等に限らない。） | 第15条                |    | 廃棄物処理法において特段の定めがないため、PFI事業者が一般的に事業を行い得る。  |   |  |
|                      |                    |                  |            |                       | 廃棄物処理センター（PFI法第2条第3項に定める公共施設等の管理者等に限らない。）           | 第15条の5              |    |   |   |  |
| 環境省                  | 浄化槽                |                  | 市町村・一部事務組合 | 産業廃棄物処理施設             | 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（PFI法第2条第3項に定める公共施設等の管理者等に限らない。） |                     |    | 保守点検の委託<br>清掃の委託<br>法定検査の受検手続きの委託   |   |  |
|                      |                    |                  |            | 一般廃棄物処理施設             | 市町村・一部事務組合  |                     |    |   |   |  |
| 農林水産省<br>国土交通省<br>共管 | 海岸                 | 海岸法              | 海岸管理者      | 海岸保全区域                | 地方公共団体（都道府県、市町村）                                    | 海岸法第5条              |    | 災害対応（危機管理を含む）、計画の策定や新設・改良工事等の発注などの行政判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、施設の施工等の実施が想定される。  |   |  |
|                      |                    |                  |            | 一般公共海岸区域              | 地方公共団体（都道府県、市町村）                                    | 海岸法第37条の3           |    |   |   |  |
| 農林水産省<br>国土交通省<br>共管 | 地すべり防止施設、ほた山崩壊防止施設 | 地すべり等防止法         | 都道府県知事     | 地すべり防止施設<br>ほた山崩壊防止施設 | 都道府県知事  | 第7条<br>第41条         |    | 地すべり防止施設の管理における事実行為のうち、災害対応（危機管理を含む）、計画の策定などの行政的判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、例えば建設・維持修繕工事の実施等については選定事業者（民間）が行うことは可能。   |   |  |

類型欄の、、の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国 地方公共団体に限定しているもの（特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む）

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの

## 地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

## (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。



総行行第 8 7 号  
平成 1 5 年 7 月 1 7 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

### 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という。）は、平成 1 5 年 6 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 6 号、総行公第 3 9 号、総財公第 6 1 号、総財務第 7 1 号、1 5 文科高第 2 7 5 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

### 記

#### 第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項

##### 1 改正の趣旨及び留意点

- (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

## 2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

## 3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

## 第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

### 1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

## 2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

## 3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

#### 4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

### 第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)